# 利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係



### 1. 各筆明細

#### 農用地利用集積計画書

<b>亚</b>		利用権の設定	フリガナ	1		Σ	<u> </u>	}	地	区	世		帯	農協等
受付コード		を受ける者(A)	氏名又は 名 称		住 所  〒	ı			1 1	1	1 1	1 1	1 1	
3% AS /\	4 * 4 0 7 = 4	利用権の設定		i	フリガナ		<u> </u>	}	地	区	t		帯	農協等
登録区分	1 新 規 2 再設定   	する者(B)	氏名又は 名 称		住 所  〒	ı			1 1			1 1	I I	

		利用	権を移轉	医する	土地◎					移動	Ī	す	る 利	用					利用権を移転する	備	考	
区域		宇	字	生地番	現況	面積	利内	用容	始 終	期期	存期	続間	借 1 10a当り 2 1筆当り	期間借地 の 場 合	借賃の 支 払 方 法	利用権 種類の	法 律 関 係	. 移転の時期  引渡の時期	住 所	氏名又は 権限の 名称同意印 <sup>種</sup> 類	賃借の支払期限及 び口座振込の場合 の指定金融機関名	その他
		-								月 日から			<u>2 1軍ヨり</u> 円	月 日から	1 現金	1 賃借権		年 月 日				
								Ī	年	月 日まで			(kg)	月 日まで	2 口座 3 物納	2 使 用 貸借権	2 使 用 貸借権	年 月 日				
									年	月 日から			円	月 日から	1 現金 2 口座	1 賃借権		年 月 日				
									年	月 日まで			(kg)	月 日まで	3 物納	2 使 用 貸借権	' 貸借権	年 月 日				
									年	月 日から			円	月 日から	1 現金2 口座	1 賃借権 , 使 用		年 月 日			(支払期限) 毎年 月 日まで	
									年	月 日まで			(kg)	月 日まで	3 物納	2 貸借権	' 貸借権	年 月 日			A = 1.146 FB =	
									年	月 日から			円	月 日から	1 現金2 口座	1 賃借権 <sub>2</sub> 使 用		年 月 日			金融機関名	
									年	月 日まで			(kg)	月 日まで	3 物納	└ 貸借権	' 貸借権	年 月 日				
									年	月 日から			円	月 日から	1 現金2 口座	1 賃借権 免		年 月 日				
									年	月 日まで			(kg)	月 日まで	3 物納	△ 貸借権	△ 貸借権	年 月 日				
									年	月 日から			円	月 日から	1 現金2 口座	1 賃借権 , 使 用		年 月 日				
	1								年	月 日まで			(kg)	月 日まで	3 物納	2 貸借権	<sup>2</sup> 貸借権	年 月 日				
										月 日から	-		円		2 口座	1 賃借権 。使 用	。使 用	年 月 日				
							_	$\sqsubseteq$	年	月 日まで		_	(kg)	月 日まで	3 物納	△ 貸借権	△ 貸借権	年 月 日				
			計		筆													_				

● 農用地区域は 1

市街化区域は 2

その他は 3

2. 共通事項

裏面のとおり

## 3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称	Ţ				性 別	男・	女	年	齢		歳	農作業	従事E	3数	日
利用権の設定	等を受ける	利月	月権の設定等	利用権の設定等を			,	利用権の設定等を受ける世帯員 (構) 従事及び雇用労働力の状況(I)						作業	
土地の面積	現は	に耕作又は養	受ける者の主たる				- /#			農業従			雇用労働力		
	している農用地の面積(G)㎡			経営作物	物 (	H)	世帯員(構成員)			( -	5ち15歳以上6		<b>⊧満の者)</b> ────	(年間) 延日数)	
農地		# 1,1	自作地								j	農業専従者	男 女 (	人人人	212
採草放牧地		農地	借入地				男	^		農業	主として農業に従事する者	( <del>)</del>			
その他		採草	放牧地							補		,			
	合 計							女			助 者	従として農業 に従事する者	( 人)		

#### 2. 共通事項

この農地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の変更および延滞金
  - ア この計画に同意した後に、農業委員会の提供する借賃等の動向などの情報等を勘案して借賃の変更をする場合には、利用権を設定する者(以下「甲」)という。)及び利用権の設定を受けるもの (以下「乙」という。)が協議して定める額に変更することができる。
  - イ 乙が賃料を期限までに納入しない場合は、甲は滞納に係る賃料の額につき年10.95%の割合で納入期限の翌日からその完納の日までの日数により計算した延滞金を徴収する。
- (2) 借賃の支払い猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認める期日までその支払いを猶予する。

(3) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、災害その他の不可抗力により1の各について明細に定められた借賃の額より少ない収益となったときはその収益の額に至るまで、 乙は甲に対して減額請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(4) 物納の取扱

乙は、定められた米穀を甲の指示に基づいて賃貸人(土地所有者)の住所地において賃貸人に対して直接支払うものとする。その支払いがあったときは、乙の甲に対する賃借料の支払い義務はな い。ただし、甲及び乙の合意により、当該米穀の一部の支払いに代えて当該米穀を換算した額の金銭で支払うことができる。この場合の米穀の品種銘柄、等級及び金銭への換算方法は甲及び乙が合

(5) 転貸等の禁止

乙は、目的物を第三者に転貸し又はこの計画による権利を移転してはならない。ただし、あらかじめ市町村と協議した上、甲の承諾を受けて行う場合はこの限りではない。

(6) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

- (7) 修繕及び改良
  - ア 目的物の修繕は土地所有者が行う。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲が土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させる ことができる。
  - イ 目的物の改良は、甲が土地所有者の同意を得て乙に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。
- (8) 租税公課の負担
  - ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
  - イ 目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は乙が負担する。
  - ウ 目的部に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (9) 目的物の返還
  - ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から20日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕または改良行為による形質の 変更又は目的物の通常利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
  - イ 利用権の存続期間が満了の際、目的物の上に甲が土地所有者の承諾を得て乙に対して植栽を認めた永年性作物がある場合には、乙の請求により土地所有者はこれを買い取る。 なお、買い取るべき永年性作物の価額は、甲及び乙並びに土地所有者が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、甲及び乙並びに土地所有者の申出に基づき市町村が認定した額 による。
  - ウ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に 基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額)の償還を請求することができる。
  - エ ウにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額または 増加額とする。
  - オースは、イ、ウによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求をしてはならない。
- (10) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は この限りではない。

(11)利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(12) その他

この農用地量集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。